

## 水道事業の維持・向上に関する専門委員会の設置について

平成 28 年 2 月 17 日  
厚生科学審議会生活環境水道部会長決定

### 1. 目的

我が国の水道は 97.7%の普及率を誇り（平成 25 年度末）、また、水質の面でも世界に誇る「安全でおいしい水」の供給を達成しているところであるが、この日本の水道を持続していくためには、人口減少社会の到来による給水人口・給水量の減少とそれに伴う料金収入の減少により厳しくなる事業環境への対応や、昭和 40—50 年代の建設投資ピークから 40 年（管路の法定耐用年数）が経過し老朽化が進む水道施設の更新、大規模災害に備えた水道施設の強靱化が必要である。また、平成 8 年の水道法改正により創設した指定給水装置工事事業者制度については、所在確認の取れない指定工事事業者が存在する、給水装置工事に関して無届工事や不良工事が確認されているなどトラブルが発生している状況にある。

厚生労働省では、これまでも、新水道ビジョン（平成 25 年 3 月策定）等により、水道のあるべき将来像と具現化するための方策等を示すとともに、指定給水装置工事事業者制度については、状況の把握、評価を行い、適切な配管技能者の確保等について所用の措置を講じるよう求めてきたところである。

今後、水道事業の基盤強化及び水道施設の更新・強靱化の促進方策並びに指定給水装置工事事業者制度の課題解決に向けた対応策に係る専門的事項について検討することを目的として、厚生科学審議会生活環境水道部会に、「水道事業の維持・向上に関する専門委員会」を設置する。

### 2. 検討事項

下記の項目について、検討を行う。

- (1) 今後の水道事業のあり方について
- (2) 水道事業の基盤強化に向けた対応策について
- (3) 水道施設の更新・強靱化の促進策について
- (4) 指定給水装置工事事業者制度の課題解決に向けた対応策について
- (5) その他水道事業の維持・向上に関連する事項について

### 3. 構成

- (1) 構成員は、厚生科学審議会生活環境水道部会運営細則（平成 14 年 8 月 1 日生活環境水道部会長決定、以下「運営細則」という。）第 2 条に従い、厚生科学審議会の委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。
- (2) 委員長は、運営細則第 3 条に従い、委員会委員の中から部会長が指名する。
- (3) 委員長に事故がある時は、委員の中からあらかじめ委員長が指名した者がその職務を行う。

#### 4. 委員会の運営等

- (1) 委員会は委員長が招集する。なお、審議の必要に応じ、適当と認められる有識者等を参考人として招致することができる。
- (2) 委員会の議事は公開とする。ただし、特段の事情がある場合には、委員長の判断により、会議、議事録及び資料を非公開とすることができる。
- (3) 委員会の運営は、厚生科学審議会令（平成 12 年政令第 283 号）、厚生科学審議会運営規程（平成 13 年 1 月 19 日厚生科学審議会決定）及び厚生科学審議会生活環境水道部会運営細則に定めるところによるほか、この決定の定めるところによる。
- (4) 委員会の庶務は、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課において総括し、及び処理する。